

令和4年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年6月3日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和4年6月21日 午前10時00分			議 長 辻 浩 一	
	閉会	令和4年6月21日 午後2時24分			議 長 辻 浩 一	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	水 山 洋 輔	出	9番	宮 崎 良 平	出
	2番	大 串 友 則	出	10番	川 内 聖 二	出
	3番	古 川 英 子	出	11番	増 田 朝 子	出
	4番	阿 部 愛 子	出	12番	森 田 明 彦	出
	5番	山 口 卓 也	出	13番	芦 塚 典 子	出
	6番	諸 上 栄 大	出	14番	田 中 政 司	出
	7番	諸 井 義 人	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	山 口 虎 太 郎	出	16番	辻 浩 一	出

<p>地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名</p>	市長	村上大祐	市民課長	
	副市長	早瀬宏範	健康づくり課長	
	教育長	杉崎士郎	統括保健師	
	行政経営部長	永江松吾	子育て未来課長	
	総合戦略推進部長	三根竹久	福祉課長	
	市民福祉部長	小池和彦	農業政策課長兼 農業委員会事務局長	
	産業振興部長	中村はるみ	茶業振興課長	
	建設部長	井上元昭	観光商工課長	
	教育部長	大久保敏郎	農林整備課長	
	観光戦略統括監	近藤光則	建設課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	太田長寿	新幹線・まちづくり課長	
	財政課長	中村忠太郎	環境下水道課長	
	税務課長		教育総務課長	
	企画政策課長		学校教育課長	
	広報・広聴課長		会計管理者兼 会計課長	
	文化・スポーツ振興課長		代表監査委員	
	SAGA2024 推進課長			
<p>本会議に職務 のため出席した 者の職氏名</p>	議会事務局長兼 監査委員事務局長	筒井八重美		

令和4年第2回嬉野市議会定例会議事日程

令和4年6月21日（火）

本会議第7日目

午前10時 開議

- 日程第1 討論・採決
- 議案第27号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて
 - 議案第28号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて
 - 議案第29号 専決処分（第5号）の承認を求めることについて
 - 議案第30号 嬉野市新庁舎建設検討委員会設置条例について
 - 議案第31号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例について
 - 議案第32号 嬉野市印紙類購入基金条例の一部を改正する条例について
 - 議案第33号 嬉野市庁舎整備基本構想について
 - 議案第34号 第2次嬉野市総合計画後期基本計画について
 - 議案第35号 指定管理者の指定について
 - 議案第36号 佐賀縣市町総合事務組合理約の変更について
 - 議案第37号 令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）
 - 議案第38号 令和4年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 追加日程第1 発議第5号 議案第37号令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案について
- 追加日程第2 発議第6号 議案第33号嬉野市庁舎整備基本構想についてに対する附帯決議について
- 日程第2 議員派遣について
- 日程第3 閉会中の付託事件について

午前10時 開議

○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日、報道より撮影と録音の申出がっておりますので、それを許可しておりますので、御了承ください。

日程第1．討論・採決を行います。

それでは、議案第27号 専決処分（第3号）の承認を求めることについてについて討論を

行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第27号の討論を終わります。

議案第27号について採決をします。

議案第27号を原案のとおり承認することについての賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第27号 専決処分（第3号）の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

次に、議案第28号 専決処分（第4号）の承認を求めることについてについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第28号の討論を終わります。

議案第28号について採決をします。

議案第28号を原案のとおり承認することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第28号 専決処分（第4号）の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

次に、議案第29号 専決処分（第5号）の承認を求めることについてについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第29号の討論を終わります。

議案第29号について採決をいたします。

議案第29号を原案のとおり承認することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第29号 専決処分（第5号）の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

次に、議案第30号 嬉野市新庁舎建設検討委員会設置条例についてについて討論を行います。討論はありませんか。山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

8番、山口虎太郎です。議案第30号について反対討論を行います。

反対討論の理由。

新庁舎建設は嬉野市の重要な課題である。嬉野市新庁舎建設検討委員会設置も必要であります。しかし、関連議案の説明の中において、CM方式の説明をなされました。県総合運動場建設のように巨額の建設資金を用いて、多種の競技場、体育館、プール等の建設においては、全体のコントロールをするためのコンストラクション・マネジメント会社が必要とされており、今回、嬉野市においては新庁舎のみの建設であります。CM方式がどうしても必要と考えられるのであれば、第3条に、委員会は検討委員にCM方式に詳しい県職員の派遣を求めると明記すべきではないかと考えます。

以上の理由により、議案第30号に対して反対をいたします。

○議長（辻 浩一君）

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに。芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

皆さんおはようございます。議席番号13番、芦塚典子です。

議案第30号 嬉野市新庁舎建設検討委員会設置条例に反対の立場で討論をいたします。

嬉野市新庁舎の建設に当たり、新庁舎に必要な機能等に関する事項について検討及び協議を行うため、嬉野市新庁舎建設検討委員会を設置するとあり、委員会の委員は7名以内で組織するとあります。7名の中には、副市長、学識経験を有する者、建築に関する資格を有する者、その他市長が適当と認める者とあります。この検討委員会において、委員会の委員が7名では十分な検討が行われないのではないかと危惧いたします。

理由は、この7名の委員が力量不足という理由ではありません。新庁舎建設に当たって、その検討、または協議する意味は、市内において幅広い人材に意見を求めるほうが、市庁舎の建設においてより適切で効率的、また、多岐の人材の意見を参考にして形成される合意がよりよい庁舎建設の主軸となると思われれます。また、市民にとっても新庁舎に対する気持ちがより強く感じられ、市民のための市民による庁舎として広く長く愛される庁舎になると考えられます。

例えば、神埼市の新庁舎建設委員会には21名の委員が選定されております。3つの区の3区の代表——区長の代表ですね、福祉協議会、民生委員、CSO、教育委員、市議会議員、大学教授は2名、建設関係と市民公募が2名で、合計21名で検討委員会を構成されておりました。

水俣市においては、工学部教授、自治会長、商工会議所、婦人会、PTA、福祉協議会、障がい者協議会、老人クラブ、市民公募等で13名です。

山鹿市においては、新庁舎建設構想策定委員会16名で構成しております。また、2年後には新庁舎整備市民懇話会が15名で発足しております。

米沢市においては、新庁舎建設検討委員会が工学部建築・デザイン学科教授、社会福祉協議会会長、消防本部課長、商工会議所会頭、青年会議所理事長、地区委員会の委員長、市民会議委員長、防災会議委員、景観形成委員、子育て世代代表の10名で、そのほかに事務局が14名で構成され、計24名で協議されております。

また、九州の南九州市では16名で、福岡県築上町では15名、益城町は15名、以上のように、これは他市の例であります。多くの人選で検討委員会を構成されております。

よって、新庁舎の建設に当たっては、その市に住んでいる市民にとって検討、または関心のある事柄であります。全ての市民が庁舎に寄せる思いはそれぞれにあります。できれば市民一人一人の意見、または期待、要望が形になるような検討委員会になるよう、多くの団体や区民の声を集約した新庁舎建設になることが市民に期待に沿える庁舎建設になると思えるので、幅広い検討を、また、市民の参加を重要視した検討委員会にしていきたい。よって、7名足らずの新庁舎建設検討委員会設置には反対いたします。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第30号の討論を終わります。

議案第30号について採決を行います。

議案第30号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第30号 嬉野市新庁舎建設検討委員会設置条例についてについては可決をいたしました。

次に、議案第31号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例についてについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第31号の討論を終わります。

議案第31号について採決を行います。

議案第31号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第31号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例についてについては可決をいたしました。

次に、議案第32号 嬉野市印紙類購入基金条例の一部を改正する条例についてについて討

論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第32号の討論を終わります。

議案第32号について採決を行います。

議案第32号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第32号 嬉野市印紙類購入基金条例の一部を改正する条例についてについては可決をいたしました。

次に、議案第33号 嬉野市庁舎整備基本構想についてについて討論を行います。討論はありませんか。山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

議席番号8番、山口虎太郎です。反対討論の理由を述べます。

新庁舎建設は嬉野市の重要課題であります。市民の信頼に応えるべき市長が3月定例議会で答弁された、庁舎に関して合併当時の事情も勘案しながら議論を尽くしていく、このことを市民代表である区長様方々の約束として、また、議会で答弁されたことに対して、必ず実行していただきたい。この実行をされない限り、私はこの案に関して賛成ができません。

さきの5月27日に塩田地区代表区長様をはじめ、行政区長様10名より議会の市庁舎検討特別委員会へおいでになり、そこで述べられた意見は、市民との協議を市長へ求めるものであります。市民代表である区長さんたちは、市行政の執行の要であるということを忘れてはなりません。将来にわたり市民への責任がある我々市会議員として、その責務を忘れてはならない。市長は最高責任者として答弁の責任を果たすべきであります。このことが実行されない限り、私はこの庁舎整備基本構想に対して反対をいたします。

以上、私の反対討論といたします。

○議長（辻 浩一君）

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに討論ありますか。芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

議席番号13番、芦塚典子です。議案第33号 嬉野市庁舎整備基本構想について、反対の立場で討論をさせていただきます。

嬉野町、塩田町、2町合併後16年を経過して、庁舎整備を検討する庁舎整備基本構想が策定されております。庁舎の現状において、庁舎の課題として、庁舎建設を必要事項としております。

庁舎の現状と課題、新庁舎建設の必要性と考え方、基本構想の策定と新庁舎整備の方向性を上げられております。

第4章に掲げられている新庁舎整備の考え方においては、主要指数の見通しとして、今後、急速に高齢化する社会、または今後、少子化と進む中で、年齢別人口の推計を提示すべきではないかと考えます。年少人口、いわゆるゼロ歳から14歳、生産年齢人口15歳から64歳、高齢者人口65歳以上を示し、今後の将来推計人口を示すべきではないかと考えます。また、将来推計人口を示すことが今後の庁舎建設の事業、財政の目安になると考えます。人口問題を基本に庁舎のあり方、基本構想がイメージできます。

嬉野市は基本方針の第1に、市民の利便性が高い庁舎建設という方針の下、庁舎を集約し、市民の誰もが訪れやすく利用しやすい開かれた庁舎とするとともに、市民ニーズの高い、便利で利用しやすく質の高いサービスを提供できる庁舎を実現するとあります。

しかし、合併の同じテーブルで市町の合併を協議した武雄市は、新庁舎に当たって庁舎の課題を改善するだけでなく、市の将来のあり方、行政のあり方、さらに市民の一体感にも影響をもたらす根本的な事業が新庁舎建設であるとしております。また、武雄市においては、支所機能のあり方を明確に提示してしております。支所の現状は、武雄市においては、山内支所と2つの北方支所、それぞれ1日約100人程度の来訪者があり、8割は住民票等書類の交付申請手続、あるいは福祉に関する手続で訪れていると明記してしております。残る2割は、区長や受託業者の方々で、8割を占める来訪者のうち6割が60歳以上ということで、全来訪者の約半数が高齢者で占められているという現況です。

市民課窓口部門の主な業務である住民票など証明書類の交付件数は横ばいで、支所では固定した利用者があると明記されております。しかし、今後の財政の健全化と社会情勢に柔軟に対応できる行政サービスの提供には組織のスリム化と公共施設の適切な管理運営が必要になるといって、今後の支所のあり方を提示してしております。効率的で満足度の高い行政サービスの提供と財政の効率化の両面から支所は機能を縮小していく。統一化するとは言っておりません、機能を縮小していく。また、機能縮小については、身近な窓口サービス以外の業務を優先して行い、土木、農林部門、建設関係、施設の維持管理や農業者からの相談窓口、これをまずスリム化の対象としているようで、3つの支所自体、統一化は明示していなくて、支所機能のあり方を基本構想に提示してしております。

つまり、支所機能のあり方、要するに塩田庁舎の今後の機能と方針、どれくらいの市民が、どのような年齢の人が来訪し、市民課、農林整備課等にどれくらいの市民が訪れているか、来訪者を把握し、提示し、示していただけないでしょうか。

嬉野地区への1庁舎統合により、塩田地区の地域活力の低下など社会的影響が懸念されますという漠然とした計画ではなく、支所のあり方を数値化して、今後のあり方を示していただきたい。

また、建設費用及び財政計画を明確に提示すべきじゃないかと思います。新庁舎建設に当たって費用となる財源については、物価変動並びに庁舎規模の変動により変更があると考えられますが、建設費用等は想定費用を庁舎の建設基礎調査を基に検討された建設単価と想定する庁舎の床面積規模に基づいた価格を算出する費用額を提示すべきであると考えます。また、財源計画は必要と考えます。

以上の点において、今回提出されました基本構想は新庁舎建設の基本構想に欠けている部分、将来推計人口の数値化、建設費用並びに財政計画等の数値化が必要であり、修正、加筆の必要があると考え、今回提出された基本構想には反対いたします。

○議長（辻 浩一君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第33号の討論を終わります。

議案第33号について採決を行います。

議案第33号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第33号 嬉野市庁舎整備基本構想についてについては可決をいたしました。

次に、議案第34号 第2次嬉野市総合計画後期基本計画についてについて討論を行います。討論はありませんか。山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

議席番号8番、山口虎太郎でございます。議案第34号について反対討論を行います。

この議案第34号においては総合計画ということで理解はしておりますが、これから嬉野市の人口減少、また、市場の経済動向に伴う中で、一番最後のページに財政計画というものが載っておりました。この財政計画については、僅か2ページです。本当はまた別に嬉野市中期財政計画というものがありました。このことを読んでみますと、ここから見えてくるものは、やはり令和8年度以降が市の財政も硬直化せざるを得ないような計画となっております。

今度の庁舎建設や、令和6年、7年の支出に関して、その後の市のほうの財政調整基金というものが98%まで硬直化してくるということで、このことに関して、やはりきちんと総合計画の中で示していただき、市民の皆さんにしっかりと市の財政が考えられ、議論できるような、そういう基本計画として出していただきたい。そのことにおいて、この1点で、私はこの総合計画に対して疑問を感じるわけです。僅か2ページ、しかも、この概要欄でも僅か4ページです。しかし、この4ページの中にしっかりとした市の財政が見えてきます。このことをやはりきちんと上げていただきたい。

そのことにおいて、私の反対討論といたします。

○議長（辻 浩一君）

ほかに討論はありませんか。芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

議席番号13番、芦塚典子です。議案第34号 第2次嬉野市総合計画後期基本計画について、反対の立場で討論いたします。

嬉野市は、平成20年度から10年間の総合計画を策定し、平成30年度より第2次総合計画を策定し、今年度、後期計画を策定されています。

計画策定のポイントとして、第1に第2次総合計画前期基本計画の評価を踏まえた計画、第2として時代の流れに対応する計画、第3として市民意見を取り入れているということ、また、第4として分かりやすく、見やすい計画、第5に成果を評価できる計画として策定されております。

計画策定の背景として、人口ビジョン、現状、課題と将来展望が示されておりますが、今後の人口ビジョンは非常に重要であり、将来推計人口等を分かりやすく明示すべきであり、生産年齢人口の推移により税収の減収と高齢人口の増加で厳しい財政状況を、将来の見通しとして対応など指摘すべきでないかと考えます。

嬉野市は、日本創成会議において、今後の人口推計により消滅可能性の市町として上げられた経緯から、人口ビジョンの策定に当たって、人口に関して過去から現在までのトレンド分析、自然動態、社会動態の分析を徹底的に行うことで、人口減少の深刻さや歯止めをかける政策にも重点を置くべきであります。

次に、現在の新型コロナウイルス感染症の影響による中期的な税収の減少の可能性を考慮すべきではないかと考えます。新型コロナウイルス感染症の影響で、全世界的に経済がマイナス成長になると見込まれており、地方税収の落ち込みが予想されます。景気の落ち込みが長期化する懸念があります。総合計画の策定に当たって財政を取り巻く環境はこれまで以上に厳しく、計画に位置づけた政策、事業の財源の見通しが不透明であることから、計画にある施策や事業の優先順位をできる限り明確にする必要があります。今後は、財政の見通しが不透明な中でも政策の優先順位をより明確にする必要があります。したがって、この嬉野市総合計画後期基本計画は基本構想並びに基本計画の2本立てですが、今後の計画としては基本構想並びに基本計画と実施計画の3つの計画を提示すべきであると思います。

財源の制約、解決すべき地域の問題、課題の拡大、深刻化が同時に進む中、総合計画の構成内容の基本的スタンスは、選択と集中及び施策展開の戦略性へと大きな変化を現在は求められております。選択と集中は市が解決すべき課題の優先順位を明確にすること、それに基づき具体的な効果の観点から新規施策の立案と既存の施設等の縮減、あるいは優先順位を同時に計画することを求めるもので、全体の最適視点の効果の比較分析が必要となると思いま

す。そして、総合計画に求められる施策展開の戦略性では、中長期の政策に関して段階的に目標を達成させるシナリオ構築が重要となり、これが不足していると思います。

このように総合計画に求める機能役割が構造的に変容しているにもかかわらず、それに適応した策定方法、計画、マネジメントが改革できておりません。形骸化し、機能低下していると考えられます。

よって、この議案第34号 第2次嬉野市総合計画後期基本計画については反対をいたします。

○議長（辻 浩一君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第34号の討論を終わります。

議案第34号について採決を行います。

議案第34号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第34号 第2次嬉野市総合計画後期基本計画については可決をいたしました。

次に、議案第35号 指定管理者の指定についてについて討論を行います。討論はありませんか。山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

議席番号8番、山口虎太郎です。指定管理者候補者選定協議会報告書を基にこの2社を調べてみました。私の意見は反対討論であります。

株式会社クリルは事務所もちゃんと構えられていて、従業員も当然いらっしゃる。清掃業務の実績は九州内で幅広くなされておりました。また、鹿町温泉施設の指定管理等の実績もあり、会社としては何の不備もありません。しかし、一方、今回選定しようとする株式会社まちづくり嬉野については、昨年に古田社長以外の取締役役員、監査役員が退任されております。この会社としての機能が本当に機能しているのか、その実態を疑います。

また、古田社長の会社と市は、以前から市との業務についても疑念を持つ事案がありました。今回、指定管理についても、今後の市の関係性、業務遂行に当たって不安が残ります。嬉野市にとって重要な公共事業であり、指定管理者の選定に疑問があります。

以上の理由により、議案第35号 指定管理者の指定について反対をいたします。

○議長（辻 浩一君）

賛成討論はありませんか。川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

議席番号10番、川内聖二です。私は、議案第35号 指定管理者の指定について賛成の討論をいたします。

前定例会で道の駅等の設置及び管理に関する条例が可決をされ、指定管理者での業務が可能となり、今年秋、西九州新幹線の開業を見据えて道の駅等施設の指定管理者を公募し、申し出た2社の中から選定委員会で1社を選定され、それを市のほうで協議し、確定をされました。

指定管理での運営の基本は、市民のサービス向上及び事業経費の削減を目的とされておりますが、一番の理由は利用者に対するサービス事業の展開と思います。現在の条例上では、市直営もしくは業務委託では、利用者が満足するサービスの提供ができないとなっております。よって、指定管理により利用者に喜ばれるサービス提供を、民間のノウハウをフルに活用していただき、運営を行ってほしいと思っております。

そして、議案質疑では担当課より、市が直営となればサービスの低下だけでなく、今回示されている6項目の事業、細かく言えば29項目の事業それぞれに収益、収入、手数料等全てが公金扱いになり、毎日、出入金の事務処理も発生し、事業費自体が大きく膨らむと説明を受けました。

それと、指定管理者から年々指定管理料に関しては減額する方針の提案もされているという説明も受けました。

以上のことによりこの議案に対し賛成をするとともに、先ほど山口虎太郎議員の理由をお伺いしたところ、反対する理由が、指定管理者に対し個人的な、主観的での理由ではないかというふうに思いました。今後、可決すれば、指定管理者には当市の新しい玄関口としておもてなしの心で嬉野市のたくさんの観光資源を紹介していただき、案内をして、当市のよさをPRしていただきたいと思っております。

以上のことで賛成とします。以上。

○議長（辻 浩一君）

次に、反対討論はありますか。大串友則議員。

○2番（大串友則君）

議席番号2番、大串友則です。議案第35号 指定管理者の指定について反対の立場から討論いたします。

主な反対理由は、1点目として、選考に競争が適切に働いていないと思えることです。

そもそも指定管理者制度とは、管理運営費の効率化、市民サービスの向上、民間活力による経済の活性化を目的として活用される制度のはずです。しかし、指定管理者に申請された株式会社まちづくり嬉野と株式会社クリルの申請書の確認をしたところ、指定管理費が高いほうを選定されております。

次に、株式会社まちづくり嬉野が設立後たったの7か月で、代表取締役が退任、取締役、

監査役が全て辞任、取締役会設置会社が廃止、監査役設置会社も廃止とされております。このような会社が指定管理者として選定されるのは、社会通念上、問題があると思います。そもそも株式会社まちづくり嬉野は、指定管理者が公募される以前から新幹線・まちづくり課が実施する嬉野の魅力を全国・全世界に発信する環境づくりプロジェクトチーム、来訪者の移動を支えるモビリティサービスのプロジェクトチーム、また、嬉野市未来技術地域実装協議会の協議会委員であることから、道の駅も含めた情報を、事前に市職員を含めた関係者と様々な情報交換をできる立場にいたことを考えると、公平性、透明性、客観性を備えた選定が行われたのか疑問です。

2点目として、職員と株式会社まちづくり嬉野の代表の関係性に疑念が残ることです。

先日、私の一般質問の中で、私が行った資料請求の中の話で事業計画書案が出されるやり取りの答弁がありました。皆さんよく考えてみてください。通常、この事業計画書案というのは社内で取り扱うもので、事業計画書案が役員会など社内で承認された後に案が外れ、その事業者の事業計画書として外部に提出されるものだと私は思います。そもそも内部資料であるはずの事業計画書案がなぜ担当課から提出をされたのでしょうか。

〔 発 言 取 消 し 〕

この指定管理者の選定が認められなかった場合……

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

議会運営委員会を開催いたしますので、しばらく休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

大串友則議員の発言を許可します。大串友則議員。

○2番（大串友則君）

先ほど私の発言の中で、……………

……………という発言をいたしました。この発言の根拠がないので、この発言は取消しさせていただきます。申し訳ご

ざいませんでした。

続けます。

この指定管理者の選定が認められなかった場合に、新幹線開業に間に合わず、大きな混乱を生じるかもしれないと議会が忖度する必要はありません。そのような懸念の声もありますが、議会がそのような姿勢では、議会審議について自ら軽視される隙を与えてしまいます。それを防ぐために毅然とした態度で私たちは審議に挑む必要があります。競争性を担保し、指定管理者制度の本来の機能を生かすために、どうぞ市は本気で取り組んでください。二元代表制の一端を担う議会としての本気を示すためにも議員の皆様への御賛同をお願いいたします。

以上、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（辻 浩一君）

次に、賛成討論はありますか。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

議席番号12番、森田明彦です。私は議案第35号の提案に対し、賛成の立場で話をいたします。

ただいま、あえて反対をなされたことから、私は簡潔に述べたいと思います。

まず、冒頭話された山口虎太郎議員、それから、ただいま大串議員からも反対の討論がなされました。おっしゃるように、二元代表制を担う議員として当然の発言のことはよく理解いたします。と同時に、真理を追求することというのをも併せてうたっております。ここを履き違えないようにしないといけない。

というのは、特に2議員におかれましては所管の事案でございます。その中で、委員会での審議の状況からは、まず、こういった突っ込んだところの質疑をやっていらっしゃらない。しかも、この場では、いわゆる執行部の方は当然答弁やら反対の――反論ですね、こういったこともできない中で一方的に申されています。

対象の民間の事業者さん、説明の中でも、例えば、県立の森林公園、それから、JONAI SQUARE、そして、最近人気のキャンプに関するFURUYU CAMP等の様々な事業も行っておられまして、私が一番懸念するのは、少なくともこういった事業を受けられているに当たって、まず看過できない事実、もしくは問題点というのを明確に示されるものがあるのでしょうか。こういったものが示されないまま、いわゆる臆測、また、思い込みで問題を捉えていないか。これは私たち議会人として、先ほど議員が議会人としての心構えをおっしゃいましたけれども、その前にくる我々の責任、これはどうなんでしょうか。

こういったことで、私は簡潔でございますけれども、ただいま出された意見に関して非常に問題が逆にあるということをお話ししまして、議案第35号に関しては賛成の立場で意見を申し上げました。

○議長（辻 浩一君）

次に、反対討論はありますか。山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

議席番号5番、山口卓也です。議案第35号 指定管理者の指定について反対の立場で討論します。

指定管理は、市民の財産である市の施設の管理を民間事業者任せ、管理全般について指定管理者が権限を行使し、責任を負うことになるため、指定管理者に対する市民の確固たる信頼を担保する必要があります。

客観的事実として、提案の事業者は法人設立から約8か月後の令和3年6月30日に代表取締役が替わり、その代表取締役1名を除く2名全ての取締役が同日に辞任し、また、1名の監査役も同日に辞任し、監査役が廃止されています。監査役の有無は法人の信用力に直結します。市からの指定管理料を受け取り、管理業務を行うのに、その監査機能が法人内で担保されていません。

また、出資法人として現在は関係会社の存在があると説明がありましたが、令和3年6月30日には株式の譲渡制限に関する規定についても変更されており、将来にわたりその構成が維持されるとは限りません。代表取締役が株式の過半数以上を取得するなど出資の構成比率の変動も十分に考えられます。現在の出資法人によるコーポレートガバナンスが今後期待できるか、できなくなるおそれもあります。一連の経過を追うと、その実態に不透明感があり、また、事業者の信用力に懸念を抱きます。

また、そもそも指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とした制度です。今回の件に関しては、市が想定する経費以上の経費を見積もるなど、管理経費に関する民間事業者のノウハウを生かした合理的な経費削減策が見受けられませんでした。

また、駅の開業に間に合わないのではという意見に関しては、そもそも民間事業者が別の道の反対側に整備する予定の施設等についても順次行ってもらおうという答弁がありました。開業後にそちらは順次整備をするということですので、ちぐはぐ感を感じます。市が整備する施設については開業前に整備が完了する旨の答弁があり、指定管理がなければ運営開始が新幹線開業に間に合わなくなるという言い分は、管理運営に対する主体はあくまで市であり、市の姿勢を自ら否定的に主張しているようで違和感を感じます。

以上の理由で、議案第35号 指定管理者の指定について、反対の立場で討論します。

○議長（辻 浩一君）

賛成討論はありますか。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

議席番号6番、諸上栄大です。私は、議案第35号 指定管理者の指定について賛成の意見

を申し上げます。

最初に、新幹線の開通や嬉野温泉駅の開業を控え、嬉野市全体が一丸となり、機運の醸成を図っていくこの真ただ中において、この議案に反対をするというような意見が出たことに驚いているばかりです。私たち議員は、毎議会ごとに討論・採決の前日は眠れないほどの緊張感があるんじゃないでしょうか。そういうふうに思っているのは私だけじゃないでしょうか。

3月の定例議会では、嬉野市道の駅等の設置及び管理に関する条例が上程され、慎重審議の末に可決されました。その際に指定管理の方向性が示され、それに理解をされた議員の皆さんがほとんどで、賛成多数で可決だったことと思います。また、この駅前の整備に関しては、全員協議会の場においても担当課から何回も説明していただいた経過があります。

そして、今議会において指定管理者の指定の議案が上程されました。私自身も一番最初に議案に目を通したときに、いきなり指定管理方式を取るのはいかがなものかと懸念を抱きましたが、議案資料を読み込み、使用された資料もしっかりと確認させていただき、さらに議案質疑、一般質問などもそういう内容がありましたので、そういう内容を伺う中で、今後、嬉野市のビッグプロジェクトとなる道の駅事業に関しては、指定管理で始めていくことが民間活力を生かし、地域連携の強化を図り、柔軟で幅広い事業の展開と展望が期待でき、さらに市民サービスの向上や今後の経費削減が見込まれるのではないかと認識した次第であります。

そういった中において先ほどの反対討論の中を見ると、指定管理受託者のグレーゾーンの発言があるということ、ちょっと私が気になってしょうがありません。この指定管理候補者選定協議報告書を見ても、この中においてしっかりと外部調査員の調査検討、これをされた上でその事業者選定を行われたという経過がありますので、そこはそことして、我々議会としては認めていく必要があるのではないかと、私はそう思う次第であります。

そういう中で、今後このプロジェクト、嬉野の本当に変わるきっかけとなるプロジェクトをぜひとも遂行させなければならない。そういう中において議会としては何ができるのか、そこを考えた場合に、今後、私たち議員としてできることは、やはり一般質問等を通してこの事業に関して内容をチェックすること、あるいはそれに対して施策展開を繰り返し広げていくこと、また、今後その事業内容がしっかりと遂行されていくのかをチェックする、このチェック機能というのが十分必要になるんじゃないでしょうか。私はそういう理解、認識をして、この討論をさせていただいております。

5月11日、新幹線かもめがゆっくりと駅舎に入ってきました。何とも言えない感動を受けて、ぜひとも立ち止まってはならないと。これをまず、ぜひとも遂行させていながら、今後、議会としてチェック機能を十分果たさなければならないという意を込めて、私は賛成意見とします。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、反対討論はありますか。芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

議席番号13番、芦塚典子です。議案第35号 指定管理者の指定について反対の立場で討論いたします。

令和4年5月18日、嬉野市道の駅まるく指定管理者選定のプレゼンテーションが行われています。参加会社は2社です。去る6月6日に常任委員会が開催されておりまして、このときに指定委員会に参加されました株式会社まちづくり嬉野が指定管理者のプレゼンに参加されるに当たって提出されましたであろう資料、令和3年の決算書並びに損益計算書、貸借対照表等財務諸表並びにプレゼンの資料を請求いたしました。その結果、提出されたのは、まちづくり嬉野のプレゼン資料とプレゼンのときに提案された収支計画書のA3の紙1枚です。ほかに請求いたしましたまちづくり嬉野の会社概要、決算等財務諸表は提出されませんでした。また、落選した会社のプレゼン資料も情報公開条例を盾に提出されませんでした。

この提出された内容で判断いたしますと、まちづくり嬉野のプレゼン内容は、自己紹介として5社の共同出資（協力）会社として紹介されております。しかし、協力会社というのは、株式会社でもないし、合資会社でもないし、合同会社でもないし、いわゆる下請会社（479ページで訂正）の集まりということになります。この自己紹介にはそれぞれの会社の業務内容が列記されておりますが、まちづくり嬉野自体の業務内容ではありませんでした。要するに下請会社（479ページで訂正）の業務内容です。

唯一提出いただきましたA3の事業計画書から判断しますと、まず、指定管理料は選定された会社のほうが274万円高いということです。人件費においては、まちづくり嬉野は道の駅長、また、副駅長ほかの10名、3,000万円を計上されておりますが、B社の人件費3,000万円は、警備、管理、清掃、植栽管理が人件費で約3,000万円になっており、実働の人件費です。まちづくり嬉野は植栽管理に1,200万円、警備委託料に500万円、イベントを毎月開催されるという――庭4,000平米の植栽費、毎年1,200万円より警備に多く経費がかかると思うが、予算の配分が今後事業をする会社とは思えません。協力会社に1,200万円を毎年落とす、協力会社を優遇する経理内容でした。

よって、まちづくり嬉野は、毎年の収支はいわゆる利益ゼロ計上です。選定を落ちた会社は、2年目には1,200万円の計上となります。これは要するに植栽管理に、子会社に1,200万円計上しなくて利益が出ると考えられます。まちづくり嬉野の会社概要と資料を出してもらえなかったもので、帝国データバンク、あるいはエディネットで情報を探しましたが、このまちづくり嬉野に関しての情報は公開されておられません。

また、まちづくり嬉野は令和2年11月5日に設立されておりますが、令和3年6月30日に

取締役が2人退任され、7月2日に登記されております。また、同日に監査役も辞任されております。同日、この辞任された3名の辞任要項とともに、取締役設置会社並びに監査役設置会社の設置する事項を抹消しております。

つまり、会社法では、従来は取締役3名、監査役1名が必須でしたが、会社法の改正により緩和されておりますが、監査役は会社の業務、会計が適切に行われるかどうかを監査する重要な業務を持っております。時には取締役の暴走を食い止める役割もします。しかし、取締役会、監査役会がない会社では金融機関や取引会社からの評価が落ちるので、円滑な事業が運営できないとも言えます。また、会社が永続的に、また、外部からの評価を得るためにも、取締役、監査役がいる会社が望ましいと思います。

この株式会社に関して、また、株式の譲渡取得、これは取締役会と監査役も設置しない会社になっておりますので、取締役1人の一存になり、いかなる譲渡も可能になる。また、監査もしなくていいということになります。ですが、会社法では違法ではありません。

ただ、この4年間に3億円に近い、また、この契約が20年から50年に及ぶ管理業務を締結し、嬉野市民の税金を使って事業を進めるには多くの疑問が残ります。

先ほど申しましたように、帝国データバンク、エディネットの情報がない、プレゼンの資料では指定管理料274万円が高い、人件費が10名で3,000万円、協力会社、要するに下請会社(479ページで訂正)に毎年1,200万円を計上している。したがって、この会社は利益が出ないように計画されている。また、落選した会社は、次の年は1,200万円を計上しております。植栽に1,200万円を充てなくてよいので、その分利益になると思います。

また、先ほど申しましたように、設立後半年で役員2名、監査1名が辞任しております。そのとき、同時に取締役会設置会社と監査役設置会社を抹消しております。取締役と監査役がない会社では、出資株は一人取締役の自由になり、いわゆる悪い意味でのM&Aの対象になり、どの会社の支配下になるかもしれないし、また、監査役がない会社では信用がなくなり、金融の融資が受けられず、粉飾決算をしても指摘する機能がなくなります。会社法としては成り立つ会社であります。嬉野市民の税金を投入し、かつ20年から50年永続できる事業の委託を受けるには、あまりにも信用と実態のない会社と判定するにほかありません。

適切にこの会社の指定管理を審議するには、先ほど申しましたように会社概要、現在取り組んでいる事業内容、それから、7年までの事業計画、収支決算書、定款、株主総会、取締役会役員名簿、自社の資本金、決算、貸借対照表、財産目録、現金及び預金の財務諸表、納税証明書、それから誓約書、この全てが私たちに提出されておられません。常任委員会等の審査は、こういうのを提出されて適切な審査をしたいと思います。ただ、情報公開を盾に資料提出を拒む市の体質を今後改めていただきたい。

よって、この道の駅まるく指定管理者選定には多くの疑問点と明らかにならない点があり、この会社が限りなくグレー会社と言わざるを得ません。したがって、このような会社を指定

管理者とするような条例には承認できません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午前11時30分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

ここで議会運営委員会を開催したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時57分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

芦塚典子議員の発言を続けます。芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

先ほどの議案第35号の指定管理者の指定について訂正したい文言があります。

まちづくり嬉野の業務内容が列記されているプレゼンの資料がありますが、この会社のプレゼンの資料には、自己紹介として5社の共同出資（協力）会社として紹介されております。共同出資（協力）会社というのを私も調べましたが、会社法では株式会社、合同会社、合資会社という会社の位置づけで、共同出資（協力）会社というの見受けられませんでしたので、また、この語意を調べましたところ、要するに出資はしているけど、実際の事業には携わらない下請会社であるという文言がありましたので、この会社を共同出資（協力）会社として紹介されているのを分かりやすいのが下請会社ではないかというふうに感じまして、下請会社という言葉を使いました。このプレゼンの内容に自己紹介として5社の共同出資（協力）会社と書いてありますので、このように訂正させていただきます。

それと、書類が出てこないというのは、落選した会社のプレゼン資料は嬉野市情報公開条例によって提出されませんでしたというのを違法とは言っておりません。提出されませんでしたと言っております。

それと、今後の常任委員会で判断をするには資料が少な過ぎると。3年間、4年までの計画書のA3の1枚でした。それで、あとネットで調べてもありませんし、私がお願いしたのは、指定管理の選定を受けるときに株式会社の概要、それと設立資本金とか従業員、会社の経歴、それとこのような会社の財務諸表、納税証明書、これを必ず提出してありますので、やはりそういうのは提出して、ある程度——情報公開条例で全て提出はできませんということでしたけど、これでは判定ができないんです。やはり納税証明書等、会社がちゃんと存続

しているか、それと従業員等、経歴等、そういうのを提出していただかないと、私が先ほど限りなくグレーに近い会社と申しましたけど、要するに判断ができないんですよ。それで、ある程度は提出していただきたいと思います。それと、決算書とか納税証明書とかが出てくるぐらいは、そういうのは公開していただきたいと思います。

それで、指定管理者の選定において、下請会社、あるいはグレーの会社と言わざるを得ないと言ったところは、これは取り下げて、なかなか資料が提出していただけないので、これは合法的とおっしゃっていましたが、ある程度資料を提出していただかないと、常任委員会等、あるいは議会等で判断ができなくて、私たちは何々判を押さなければならないという状態になりますので、やはり明確にこの会社は大丈夫だと、この2万の市民が絶対に自分たちの税金を投入して、行く行くは自分たちの希望のまちができる、繁栄できるまちにしていってもらえるんですよというような、そういう確信が持てるような事業の選定をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、賛成討論はありませんか。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

議案第35号 指定管理者の指定についてということで、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどから反対討論、賛成討論、各議員の討論が続いておるわけですが、ちょっと今水を差されたようで、何ば言わんばやったかなというところがあるんですが、先ほどから討論を聞いておりますと、2点あります。

1点は、受託者に対する会社のいわゆるグレーといいますか、そこら辺の問題点。もう一つは、いわゆる予算に関わる、それに関わる費用の問題。この大きく2点、反対の皆さんの意見を聞いているとあるように思います。

1点目の会社に関しては、選考委員会が開催されております。事業者の選定については、書類上不備がないか、あるいは会社としてどうなのかというふうなことをそこで十分見、そして、事業内容等についても、そこで十分精査をされているものというふうに私は思います。信用もいたしています。信頼もいたしています。

2点目、これについては、私も議案質疑のときに質疑をいたしました。9月から開業する道の駅、これを市長は嬉野市の観光拠点とし、嬉野へ来ていただくお客様にとって、本当に嬉野らしい満足のできるそういうサービスを提供したいと。道の駅の交流センター等を使っているんな事業をやっていききたいと。レンタサイクル、手ぶら観光、そういったいろんな事業をやっていききたいと。それをやっていくためには、やはり指定管理でなければ、これを公的にやるとすれば、かなりのマンパワー、予算等が要ると。私は、初めはそれでもいいん

じゃないのという言い方もしました。それで幾らかかるか、ある程度やってみるのもいいんじゃないですかということも言いました。そのとき、質問をいたしました。

そのときの答弁としては、ここ2か月間で、市営でやるのは非常にマンパワー的にも厳しいものがあるという回答でした。確かに分かります。営業時間等々を考えれば、これだけ今予算を組んでいる以上に予算もかかるだろうし、マンパワー的にもそれを直営でやるとなると、市が実際それを募集し、何をしようということを考えれば、とてもじゃないけど、できるようなことじゃないのかなと、それは理解をいたしました。

その中で、確認をいたしました。これが9月から指定管理をしていただいて、本年度、7か月間のいわゆる実績、業務内容等々をしっかりと判断し、来年の当初予算等の審議のときには、予算等においても当然変更は可能でしょうかというふうな質問をいたしました。そうなると、担当課は、それまでにどういう業務内容でどれぐらいのお客さんがあって、どういうふうな事業にどれぐらいかかってというのを精査し、再度指定管理料等においては精査をしていきますという判断でした。私は、それならば議会としてしっかりチェックしていく、それが議会だろうというふうに思います。

今ここへ来て、本当に100年来の念願であった鉄路が嬉野に来て、新幹線駅が開業する。そのときに本当に嬉野ってよかところよねというふうな、そういう駅に、駅前広場にしていこうためにこういう指定管理でやっていただくということですので、我々はそれをしっかりと側面から応援し、そして、チェックをしていく。私はそれが最も議会として大事なことだろうと判断をし、賛成の討論といたします。

終わります。

○議長（辻 浩一君）

次に、反対討論はありますか。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

議席番号11番、増田朝子です。議案第35号 指定管理者の指定について反対の立場で討論いたします。

多くの市民の方が待ちに待った嬉野温泉駅開業を楽しみにしておられます。また、駅周辺がどのように整備されるか、とても関心度が高くあります。この5月、嬉野市道の駅等指定管理者の募集に2社が応募されました。プロポーザルの結果、今回、株式会社まちづくり嬉野が選定されました。しかしながら、株式会社まちづくり嬉野そのものの存在が見えず、出資者の顔も関わりも見えません。また、これまで実績が見られないこのような会社に、これから嬉野市の玄関、拠点となり得る大事な嬉野市道の駅「うれしの まるく」を任せることはできません。よって、この議案に反対いたします。

○議長（辻 浩一君）

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

反対討論はありませんか。討論ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第35号の討論を終わります。

議案第35号について採決を行います。

議案第35号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。反対多数であります。したがって、議案第35号 指定管理者の指定については否決をいたしました。

次に、議案第36号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第36号の討論を終わります。

議案第36号について採決をいたします。

議案第36号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第36号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてについては可決をいたしました。（「議長」と呼ぶ者あり）山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午後0時12分 休憩

午後0時13分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

採決の途中ですが、ここで13時15分まで休憩いたします。

午後0時14分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開いたします。

本日、議員発議として、山口卓也議員から発議第5号 議案第37号令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案についてが提出され、同日、議会運営委員会が開催されました。

追加日程第1. 発議第5号 議案第37号令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案についてについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

発議第5号 議案第37号令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案について発議いたします。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第115条の3及び嬉野市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和4年6月21日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一 様

提出者 嬉野市議会議員 山口 卓也

賛成者 嬉野市議会議員 山口虎太郎

賛成者 嬉野市議会議員 大串 友則

理由は、議案第37号令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の一部を修正する必要があるためです。

予算の修正内容ですが、道の駅等指定管理業務の予算に関してです。

具体的な理由としては、今回提案されている道の駅等指定管理業務の予算案については、今議会に上程されている議案第35号 指定管理者の指定についての議案に関連する予算であるので、議案第35号の否決に伴い、関連予算としての令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）での委託料の計上は見送るべきと考えます。改めて「うれしの まるく」の運営計画に応じる予算案として提案していただきたい。ちなみに、これは「うれしの まるく」に対する指定管理者制度の適用の是非について修正をするものではありません。

以上の理由で予算を修正したいと考えております。

予算の修正案については、補正予算書の第3条 債務負担行為の補正を削除し、第4条を第3条に修正する。

歳出では、8款. 土木費、4項. 都市計画費、6目. 嬉野温泉駅周辺整備費、12節. 委託料の道の駅等指定管理業務3,196万7,000円を予備費に回すというものです。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第5号 議案第37号令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案についてについては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第5号 議案第37号令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案についてについては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第5号 議案第37号令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案についてについての質疑を行います。

なお、発議第5号 議案第37号令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案についてについては、追加議案で通告の時間がありませんでしたので、通告書なしでの質疑を行います。質疑はありませんか。諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

今回の発議についてお尋ねをいたします。

理由として、議案第35号のところで否決されたけれども、補正予算のほうでは修正する必要があるというふうに書いておられますけれども、その必要は何なのか、よく分かりません。議案第35号で否決された指定管理については否定されていますので、当然市としては執行をしないと思うわけです。だから、執行しないで、そのまま予算としては置いていても何ら不思議はなくて、履行されないの、後からどうせ履行されなければ減額というような予算が出てくるとは思うんですけれども、今回修正する必要があるという必要はどこにあるのか、教えてください。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

修正する必要があるについては、先ほど理由を述べたとおりが私の修正の必要のある理由なんですけれども、先ほどおっしゃったとおり、議案第35号の否決に伴い、実質的にこの道の駅管理業務については凍結するものとなります。今後、どのような「うれしの まるく」の運営計画が出るか分かりませんが、指定管理の提案があった場合、その指定管理料についての議論はこれがそのままできなくなる可能性がありますので、改めて運営計画の提案があったときに同時に指定管理料に関する議案についても審議ができるように、今の段階では予備費に回すと、置いていただくと、そういうふうな提案をさせていただいておるところです。

○議長（辻 浩一君）

諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

2回目です。予備費に回しておくというのは、全体の予算額が変わらないようにしておくという意味はわかりますけれども、全く減額してしまうというほうが適切ではないかなと思うんですけれども、予備費に置いておく意味は何か、もう一つ教えてください。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

今回、急な案件で、修正案については、恐らく削除に関してどうしてかということですが、今までの修正動議に関しても予備費に一旦回して、後ほどの提案については執行部の提案に基づくもので審議が必要になりますので、この理由としては議案第35号の否決がありましたので、一旦予備費に回しておいて、あとは執行部の提案内容によって予算の提案をしていただくと、そういうことで今回は予備費に回すということです。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

1つだけ、山口卓也議員に質問をいたします。

今回、議案第35号で反対されて否決になりましたけれども、要するに1つだけ聞きたいのは、指定管理者のほうを廃止した場合、山口卓也議員自体は今後まるく——先ほど、あとはまるくはどうか分かりませんがという言葉を伺いましたけれども、あなた自体は今後この運営に関しては、どのような方向、どのようなやり方をすればいいと思っているのか、お伺いします。

○議長（辻 浩一君）

ちょっと修正案の質疑じゃなかったね。

○10番（川内聖二君） 続

すみません、この修正案で委託料を予備費のほうに回されますけれども、この予備費の使い方としては、じゃ、反対はされたが、あとは執行部のほうでこの予算を使って今後まるくの運営をされるということですが、あなた自体はどのような使い方とされているのか、お伺いします。

○議長（辻 浩一君）

この修正案に関してだけの質問をしてください。

○10番（川内聖二君） 続

そしたら、先ほど諸井議員のほうからも、今回、予備費のほうに委託料を移されるという修正案を出さなくても、執行部のほうで、これははっきり言って予算的には委託料としては使えなくなりますので、その辺は修正をかけられると思うんですけれども、先ほどの答弁で

は予備費に移して、また執行されるときに、そのときに意見を言うことができるということだったんですけれども、今後、この予備費に関しての使い方はどのように考えているのかなと思ったもので質問しました。方向性としてですね。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

指定管理を今後されるということであれば、指定管理者の実施計画とか、そのときの収支に基づいて指定管理料の提案をなされるものだと思いますし、直接維持管理を嬉野市がするのであれば、委託料ではなくて、それ以外の費目に振り分けたりとか、そういったことが実際考えられますので、現時点では議案第35号で否決されたので、その分の委託料は予備費に回しておくということで、その修正を今回させていただこうと思っております。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

この予備費の使い方としては、山口卓也議員自体も今後まるくを運営するために指定管理でも、または直営でもどちらの使い方でもよろしいということですね。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

そうです。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

説明は1回聞いているんですけど、もう一回確認で。

今回、この委託料を予備費に回すということでもありますけど、先ほど議案第35号との絡みとおっしゃいましたけど、この部分は絡みじゃなくて、ここはあくまでも指定管理料ですので、これを削除——削除じゃない、予備費に回すということであれば、指定管理そのものに反対しているというふうに私は捉えるんですけど、そういう捉え方じゃないということを、もう一回説明をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

「うれしの まるく」の設置条例でも指定管理の適用ができるというふうな条例になっております。今回は「うれしの まるく」に対する指定管理者制度の適用に関して特に修正と

か、そういったものを求めるものではございません。制度の適用に関して疑義があるとか、そういったことではないです。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

最初に議案第35号を否定してというところから話をされたと思うんですけど、そこでの絡みということではないということですか。あくまでもこの部分だけでこの修正動議を出されているのか。議案第35号との絡みの中で出されているということであるならば分からないでもないんですけども、ここのところだけでいけば、あくまでも指定管理の制度そのものに反対しているというふうにどうしても私は捉えるんですけども、その部分はちょっと納得いかないの、もしもうちょっと説明ができればお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

議案第35号は、制度の適用をするか否かの議案ではなくて、指定管理者の選定に関するものでした。その選定に関するものの議案第35号が否決されましたので、要するに指定管理を行う事業者の不在ということになりますので、そういったことで、その事業者がするという事で指定管理者の料金が令和4年度一般会計予算に計上されておりましたので、そこは連動していると。制度の適用に関しては、そこについての連動というのはないというふうに思っています。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

であるならば、やはりここは修正をするという段階において、いわゆるまるくを指定管理者でやっていただきたいということであれば、科目存置あたりで残しておいてというのが一つの考え方だろうと思うんですよ。例えば、完全にそれを予備費に回すんじゃなくて、今後、そういうことであれば、指定管理料というのに科目存置をつけておいて、そして、向こうからの提案を待つというやり方もありかなと思います、その点はいかがですか。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

先ほどの梶原議員の御質問は指定管理者制度の適用の是非についてだと思いますが、科目存置で上げるということは指定管理を前提としたものになります。でも、そうではなくて、直営の場合も考えられますので、その提案については執行部がどういうふうにされるのか今

後出てくるので、科目存置、その指定管理を前提とするものではなくて、選択肢も選べる予備費ということで、今回はそういった対応の修正をお願いしているところです。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで発議第5号 議案第37号令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案についてについての質疑を終わります。

まず、発議第5号 議案第37号令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案についてについての討論を行います。討論はありませんか。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

議席番号11番、増田朝子です。議案第37号 令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案に賛成の立場で討論いたします。

「うれしの まるく」の指定管理者の指定について否決されました。よって、委託料、指定管理料7か月分3,196万7,000円は予備費に回し、新たに市民が信頼できる運営計画の予算案として提案があった場合に、予算に対し、しっかりと議会で審議すべきと考えます。

以上の理由で修正案に賛成いたします。

○議長（辻 浩一君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決の順序は、まず修正案を諮り、次に原案についてお諮りをいたします。

まず、修正案、発議第5号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、発議第5号 議案第37号令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の修正案については可決されました。

次に、ただいま修正した部分を除く議案第37号 令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）についてについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、ただいま修正した部分を除く原案について採決をします。

修正議決した部分を除き、議案第37号を原案のとおり決定することに賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第37号 令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）については、修正議決した部分を除き可決されました。

次に、議案第38号 令和4年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第38号の討論を終わります。

議案第38号について採決をします。

議案第38号を原案のとおり可決することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第38号 令和4年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は可決することに決定をいたしました。（「議長」と呼ぶ者あり）水山洋輔議員。

暫時休憩します。

午後1時35分 休憩

午後1時39分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

まず本日、議員発議として、水山洋輔議員から発議第6号 議案第33号嬉野市庁舎整備基本構想についてに対する附帯決議についてが提案され、同日、議会運営委員会が開催されました。

追加日程第2. 発議第6号 議案第33号嬉野市庁舎整備基本構想についてに対する附帯決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

議席番号1番、水山洋輔でございます。

発議第6号

議案第33号嬉野市庁舎整備基本構想についてに対する附帯決議について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年6月21日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一 様

提出者 嬉野市議会議員 水山 洋輔

賛成者 嬉野市議会議員 山口 卓也

賛成者 嬉野市議会議員 大串 友則

理由

嬉野市庁舎整備基本構想は、その果たす役割が将来にわたり市民及び市政において極めて重要な政策であり、市民の理解を十分に得られるように取り組んでいく必要があるため。

議案第33号嬉野市庁舎整備基本構想についてに対する附帯決議(案)

今議会に提出された「嬉野市庁舎整備基本構想」について、総務企画常任委員会及び議案質疑において、多数の議員による活発な質疑が行われた。執行部からは、新庁舎建設の必要性と基本方針についての説明、新庁舎及び塩田庁舎エリアの方針を示され、塩田庁舎の今後の計画についても新庁舎建設と並行して取り組んでいく旨、また、市民との協議を継続していく旨の答弁をされた。将来にわたり市民及び市政において重要な政策である「嬉野市庁舎整備基本構想」については、今後の嬉野市の都市計画において重要事項であることから、以下の項目について遵守し事業を進めるよう強く求める。

記

- 1 庁舎整備に関する基本方針に沿った今後の基本計画については、市民の皆様への理解と納得を深めていただけるように、継続的に対話と協議の機会を確実に確保していくこと。
 - 2 塩田庁舎の活用に関して、市民の皆様への理解を深められるように、早急に、より具体的なイメージの共有が図れるような取組を推進していくこと。また、塩田庁舎及び周辺エリアの計画策定については、具体的スケジュールを示すなど計画的に実施していくこと。
- 以上、決議する。

令和4年6月21日

嬉野市議会

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第6号 議案第33号嬉野市庁舎整備基本構想についてに対する附帯決議についてについては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第6号 議案第33号嬉野市庁舎整備基本構想についてに対する附帯決議についてについては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第6号 議案第33号嬉野市庁舎整備基本構想についてに対する附帯決議についてについての質疑を行います。

なお、発議第6号 議案第33号嬉野市庁舎整備基本構想についてに対する附帯決議については、追加議案で通告の時間がありませんでしたので、通告書なしでの質疑を行います。質疑はありませんか。諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

今の附帯決議案に対して質問をいたします。よろしいでしょうか。

2枚目の附帯決議（案）の5行目に水山議員が先ほど読まれたとおり、市民との協議を継続していく旨の答弁を執行部はされました。その答弁については非常に重いものと思って、確実にそれは執行されると私は思っております。なのに、ここにわざわざ「協議の機会を確実に確保していくこと」というふうに書いておられる意味がよく分かりません。そこで答弁されたこと自体がそれだと私は思って、あのかのときの質疑を聞いておりました。

それと、2番目については、議会の中にも庁舎検討特別委員会というのをつくって討議しておるところです。それでもいろいろな議会としても聞くことはできると思うので、わざわざ附帯決議をしなくても、私たち議会としては十分に行えるのではないかなと私も思いますので、どういう意味でもってそういうふうにかかれたかをお聞きいたします。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

諸井議員の言われた、もう既に協議については執行部からの説明をいただいているので、十分ではないかという質問ですが、確かに執行部による市民の説明会ですとか、パブリックコメントの実施、あと市報による説明というのが行われているのは十分承知しておりますし、今議会でもこの議案に対しまして、庁舎の検討について並行して執り行っていますというふうな御答弁もいただいております。

ただ、今回、本議会前、5月12日に市長と行政区長のほうでの意見交換会というものが1回行われていますが、その際にも、もう少し協議の場を設けてほしいとの要望を区長さんのほうからいただいております。これは今後、基本構想から今度基本計画に移っていくに当たっても、まだまだ市民の皆様の御理解というものを十分にいただくためには必要なものだろうと思っておりますので、今回、附帯決議として出させていただきます。

もう一点、議会のほうで庁舎検討特別委員会が設置されていることも承知しております。その中で、それももちろん議会として協議、説明を受ける機会は十分にあると思いますが、本議会において改めて執行部に対して、市民の皆様方がより御納得、御理解をしていただくためにはこういった場を設けていただくこと、そういったものを推進していただくことを切に願ひまして、今回このような附帯決議を出させていただきます。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

先ほど水山議員のほうから附帯決議（案）を御提案されたということで、要点が2項目ありますが、1点目に庁舎整備に関する基本方針及び今後の基本計画についてはと記載されていますが（発言する者あり）変更になっているんですね。分かりました。じゃ、それはそれでいいです。

もう一点、協議の機会というところに関して、今まで庁舎のあり方検討委員会から立ち上がって、それでいろいろな協議の機会を設けた上で基本構想が提案されて、私たちも可決させていただいたという中で、改めてまた協議の機会を設けるということをごに盛り込まれた理由、背景を再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

お答えいたします。

先ほどの諸井議員の質疑にもありましたが、まず1点目は、より市民の皆様は今後、嬉野庁舎がどうなっていくか、そういったものの理解、あと納得を深めていただくこと、それがまず重要なことだと考えております。

それともう一点、今回、5月12日、先ほども申しましたが、区長会のほうで市長との意見交換会を行われていますが、その際にもやはりもう少し協議の場を設けてほしいという要望がございました。住民の皆様方、市民の皆様方の御理解、御納得、庁舎というものは、非常に市政においても、市民の生活においても大事な場所でございます。より本当の意味で理解を深めていただいて、納得していただく方針が出されることで、この事業がよりよい方向に進んでいくと私は思っておりますので、改めて附帯決議という形で出させていただきます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

そこは理解できる場所ではあります。ただ、先ほどからの答弁の中、あるいは要望事項の中、理解と納得という文言がかなり書かれて、説明の中もおっしゃられている。ということは、水山議員御自身はまだ理解、納得が得られていないという判断をされているのか。そういうふうな状況だったら、むしろこの附帯決議を出す前に基本構想に対する反対討論をすべきじゃないのかなと私は思うんですけども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

お答えします。

私自身は総務企画常任委員会のほうで議案の説明も受けまして、今回、庁舎がどういった方向性を持って建設されるか、また、塩田庁舎についてもどのような方向性をもって整備計画されるかというのは理解しております。

ただ、私が言っているのは、私個人の問題ではなくて、市民皆様全体、嬉野市としての理解を深めていただく、御納得をしていただく、そういった意味で今回附帯決議を出させていただきました。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

分かりました。

確かに議員、常任委員会のほうでも積極的な質問をされていた姿勢は私も拝見しているところでありすけれども、ここにもう一つ、継続的な対話と協議の機会というところを記載されておりますが、であるならば、継続的な対話と市民にとってよりよい利便性の高い庁舎整備に結びつけることができるような市民や関係団体を含む幅広い協議の機会をとというような視点が必要じゃないかなと私は思った次第ですけれども、そういうところに関しては今回のこの附帯決議の中になぜ盛り込まれなかったのか、そこを最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

お答えいたします。

いろんな関係団体ですとか、広く、もっと具体的にそういう文言を入れるべきだということでの御質問だと思います。

このことにつきまして、今回、私は正直言ってそこまでの勉強じゃないですけど、今言われて、ああ、もっとそういう積極的な意見を求めてもよかったのかなというのは諸上議員の御質問でちょっと考えさせられました。

ただ、今回、継続的に対話と協議の機会をいただくというのは、これは市民全体のことですので、あえて関係団体ですとか、そういったところは、またそれはそれで多分、今度建設委員会ですとか、庁舎の建設の基本方針が固まる段階でそういった御意見も広く聴取されると思います。執行部の御答弁でも、建設委員会とは別の形で塩田の方々とは意見聴取の場を募るといこともいただいておりますので、そういった意味では幅広いいろんな御意見はいただけるものと理解はしております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

私は確認なんですけど、まさに今言われた塩田の方と意見交換会、また、ワークショップを開くということで、執行部としては幅広い協議を今後も続けていくということを言われているわけじゃないですか。そういった中で、今回この附帯決議はそういうことが足りないと言われてきているのかどうか。足りないと言われることであるならば、先ほどの話じゃないですけど、賛成されたということとリンクして考えたら、非常にこの附帯決議はおかしいんじゃないかなと私は個人的に思ったんですけど、そこら辺についてお願いします。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

お答えします。

足りないとは言っていないです。先ほども、何度も申し上げて申し訳ないんですけども、より理解と納得、より市民の方にそういった協議の場を設けていただくこと、積極的な説明、情報開示、そういったものが私は必要になってくるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

ほかに。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

水山議員、根本的に附帯決議というのは大変重いものでありますので、この2項目出しているんですけども、私は特に2項目めに関してですけど、先ほど諸井議員の質問の中にも出てまいりましたが、塩田庁舎の活用に関してということでは、先ほど出ました議会の中の特別委員会でこの庁舎の問題を議論するという、これは御存じですよ。いわゆるこの中でも、より明確に塩田庁舎の活用に関して具体的な部分を提示するべきであろうというような——今、もう話も出ているということも伝え聞いておりますし、水山議員も御存じだろうと思います。

そういった中で、議会の特別委員会の中でここに関しても既に並行して行われています。こういう現実がある中で、冒頭申しましたように、附帯決議ということそのものが大変重いものでありますので、あえてここで附帯決議というのを出す必要があったのかということをおそらく疑問に思います。これに対してちょっとお答えいただきたいと思っております。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

お答えいたします。

今回、私、総務企画常任委員会の際に塩田庁舎の活用に関して、例えば、実施計画ですとか実施要領を同時に進めていくことはできないでしょうかという御質問をさせていただきました。その際に執行部より、新庁舎の基本計画や検討委員会とは、ちょっと同時には今回できませんということで御答弁をいただいております。

ただ、2庁舎体制から今後1庁舎体制に統合するという事で塩田庁舎がどうなっていくのか、これを早い段階で具体的に市民の皆様へ御案内して、イメージの共有を図るという作業は非常に重要だと私は考えております。もちろん、そういった作業は議会のほうの特別委員会でもなされるとは思いますが、議会は議会でなされて、執行部は執行部でなされるということが私は必要ではないかと考えております。よって、今回、こういう附帯決議という形を取らせてもらいました。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

議員もよく認識されているように、我々議会の中の特別委員会というものも重い存在ということも認識していただきたいと思っております。

そういった中で、ある程度、塩田庁舎に関しても具体的なところを求めていくというのは、今後、間もなく出てくる話だと思っておりますので、あえてここでまた附帯決議という形で上げると、同じ議会の中の人間として、これはちょっと妥当であるのかどうかというのがどうしても解せないと思っております。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

どう言いますか、解せないということで、もちろん今回、嬉野市の新しい庁舎を造るという意味では一大事業でございます。これは先ほどからの答弁にもなりますが、進めていく上でまだ少し議論が足りないと言われていた市民の方もいらっしゃいます。議会特別委員会におきましても、今、2回実施されていると思っておりますが、5月27日に意見聴取会が行われています。それは市民の方からの御要望、区長会の御要望で開かれたというふうに私は認識しているんですけども、そういった意味では、どちらからもそういうふうに情報発信をしていく、受けの姿勢ではなくて責めの姿勢というのが表現が正しいか分かりませんが、広く公に皆様方への御理解を示していくという意味では、議会、行政が両輪でこの事業を進めていくということは非常に大事なことだと私は思います。それに対して、議会として執行部に

対してこういう附帯決議を出させていただくことは、私は必要なことだと考えており、今回提出させていただきました。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

私からもちょっと1点だけ。

今回、こうやって基本構想に対する附帯決議ということで出されて、ある意味すばらしいなど思いながら聞いておりましたけど、1点だけ、これは私も出したことがあるんですけど、個人的にも、要はここに拘束力というものが無いじゃないですか。要は政治的な効果としてしかないんですよ。それこそ、全会一致でやらなきゃ全く意味がないものだと思うんですよ。それよりも、先ほどから出ている検討委員会があるわけですよ、議会の中で。この検討委員会というものはすごく重きがあるもの、重きを置かなきゃいけないもの。ここから発するもののほうが断然効果があると思うんですけど、そこら辺に関してどうでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

お答えいたします。

今、宮崎議員の御指摘につきまして、附帯決議につきましては法的拘束力がないものというのは私も当然理解しております。もちろん全会一致でなければ意味がないというところは、すみません、私はそういう認識をまだ持ち合わせておりませんでした。それは私の勉強不足なところもあると思います。

ただ、こういう場を持って議会で市民の皆様の理解を深めていただく、納得をいただく、そういう協議の場を持ってほしいという意見を発信することは重要なことだと私は考えております。

もちろん特別委員会のほうが、今、宮崎議員がおっしゃったように重きがある委員会、これはちゃんと設置されて、そういう付託案件の下にされているものでございますので、そういったところからの要望等も市民の皆様からの集約をされて、今後、建設委員会ですとかにも提言はされていくものだと私自身理解しておりますし、そうあるべきだと思っております。

ただ、市民の皆様の注目をいただいている今回の庁舎整備基本構想については、私はこういう附帯決議を出すべきだと判断させていただきました。これは嬉野庁舎の件に関して、塩田だからどうこうですとかいうことではございません。嬉野市民、嬉野市としてどのように今後庁舎がなされていくのか、そういう市民の皆様方の御注目があると思いますので、今回、附帯決議を出させていただきました。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

気持ちは分かるんですけど、ちゃんと納得をしてもらうからこそ、ちゃんと理解をしてもらうからこそ——こそですよ、こそ委員会としてしっかりと提出するというのが必要なんじゃないかなと思うんですけど、それでもう一つ、議案は通してしまったけど、最後まで頑張っていたよというポーズにしかかなか見えなくて、そこが目的のように感じるんですよ。むしろ、先ほども出ていたこの議案をしっかりと通す——あっ、ごめんなさい。この議案に対して少しでも疑念があるんだったら、最後まで戦わなきゃいけないんじゃないかなと、そう思うわけですよ。これはだって、要は疑念があるわけでしょう、違うんですか。ちょっとそこをお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

疑念があるということではございません。庁舎の基本構想に対して疑念があるということではございません。この構想自体に対して私は納得しておりますし、理解しております。

ただ、今後進めていく上で、より具体的に市民の皆様への御理解と御納得をいただく——すみません、何度も申し上げて申し訳ないんですけども、そこに対して執行部としての姿勢を見せていただきたい、そういうふうに取り組んでいただきたいという附帯決議でございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

先ほどからお話があるとおおり、それこそしっかりした答弁をこの議会内でしたと、その中で理解ができたということは分かります、分かるんです。

それで、これは私思うんですけど、それ以上でもそれ以下でもないと思うんですよ、理解をしたということで。これはある意味、やるとこの議会内で言ったことに重きを置かなきゃいけないことで、これ以上、何かしらしろということは、私は執行部への圧力ではないかと思うんですけど、そこに関してちょっと御答弁をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

お答えいたします。

議会においてやると言われたことに対して圧力と言われておりますけれども、ここに私が書いておりますが、より具体的なスケジュールを示していただきたい、より協議の場を持っていただきたいということで、これが圧力に当たるのかというのは、すみません、見解、認識の仕方ではないかと私は思うんですけれども、あくまでも附帯決議を出すことで行政執行部に対して、言っていたことはぜひ進めていただきたいということで附帯決議を出しておりますので、それが圧力になると言われると、ちょっと私は認識の違いではないかというふうに思わざるを得ないんです。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

ほかに質問はありませんか。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

先ほどから質問を聞いていたんですが、基本構想の中に基本方針というものがあります。この基本方針に沿って基本計画が策定をされていくと。基本計画を策定するに当たって継続的に対話と協議の機会というふうにあるんですが、ここがね、もう基本方針という中にそれなりの考え方というのがあるわけじゃないですか。あえて継続的に対話というところが、この基本方針で基本計画をつくっていくわけだから、私はあえてそこで対話と協議という文言というのが気になるんですよ。じゃ、そこで協議をして、それが駄目だと言われたら変えるんですか。基本構想はできたわけでしょう、基本方針が今回。それに沿っていくわけだから、あえてここでそういう継続的な対話と協議というのが私はちょっと気になります。それよりも理解と納得だったらいいんですよ。基本計画に対して理解と納得を得られるように確実に遂行しなさいぐらいだったらいいんですよ、逆に。そこでまた対話と協議をやると、元に戻るということはないわけでしょう、基本構想でいくわけだから、その点。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

お答えいたします。

確かに今回基本構想が可決しておりますので、その基本構想に沿って、その中にある基本方針に沿って基本計画が実施されるものと理解しております。基本計画になりますと、より具体的な建設計画の準備も進められていくわけでありまして、その際においても対話と協議の文言がちょっと遡るかというのと、遡ることは私はないと思います。あくまでも、そこに今回の基本方針ですとか基本構想にのっとった上での基本計画を実行していただくための御理解をいただくための対話でしたり、または協議でしたり、もちろん基本設計の段階でそういった御要望とかも出てくるだろうと思いますので、そういった意味で対話ないし協議という言葉を使わせていただいております。

○議長（辻 浩一君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで発議第6号 議案第33号嬉野市庁舎整備基本構想についてに対する附帯決議についての質疑を終わります。

次に、発議第6号 議案第33号嬉野市庁舎整備基本構想についてに対する附帯決議についてについての討論を行います。討論はありませんか。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

議席番号15番、梶原でございます。この議案第33号嬉野市庁舎整備基本構想についてに対する附帯決議について反対の討論をさせていただきます。

先ほど議案審議の中にもありましたように、この中の記1、2については、嬉野市庁舎整備基本構想の中にしっかり書かれております。あり方検討委員会についての意見もしっかり書かれております。そういった中で、記1、2については、その中で書かれていることを再度また述べているというだけじゃないかと捉えております。

反対の一番の理由は、それもありますけれども、先ほど何度も出てきておりますように、議会として市庁舎検討特別委員会を設置しております。それで、今後、そういったことについて、先ほど2回しか開かれていないとおっしゃいましたけど、それはしっかり議会として設置をしております。こういったことも議会の中でしっかり協議をして、発信をしていきたいというふうに思っております。皆さんの御意見をまとめて、議会としての発信をしていきたいと。ここでこういう形を出すこと自体が、非常に言葉はそぐわないかもしれませんが、私たちが議会としての市庁舎検討特別委員会の軽視に当たるんじゃないかなど。私はもっと重い形で検討委員会として今後臨んでいきたいと思っておりますので、こういう形の附帯決議に関しては反対をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

賛成討論はありますか。山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

附帯決議について賛成の立場で討論します。

先ほども質疑がありましたけれども、私は庁舎整備基本構想に疑念があるわけではございません。5月27日に議会の市庁舎検討特別委員会で塩田町の区長11名の方々との意見聴取会において、将来の市の財政を心配する御意見や協議の場をもっと設けてほしいといった様々な御意見を伺いました。

嬉野市庁舎整備基本構想を今後進めるに当たっては、基本方針5で示されているまちの特性を生かした塩田庁舎の活用に関して、できるだけ早期により具体的にイメージできるよう

にすることはとても大事なことだと思います。今後も引き続き市民との対話を継続しながら、事業の推進を図っていただきたい。

以上の理由で附帯決議に賛成します。

○議長（辻 浩一君）

ほかに討論ありませんか。芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

議席番号13番、芦塚典子です。発議第6号 議案第33号嬉野市庁舎整備基本構想についてに対する附帯決議について賛成の立場で討論をいたします。

今議会において、嬉野市庁舎整備基本構想が提出されております。新事業が展開されることとなります。新庁舎建設は、当市の社会経済にとっても大きな影響を与える一大事業であり、嬉野市の将来を決める大きな事業です。また、このまちに住む、あるいは住み続ける市民にとって重大で、大きな影響をもたらす事業と言えます。また、市民一人一人にとって重大な関心があり、期待と不安がある建設工事でもあります。

庁舎建設に当たっては、新庁舎建設基本構想を基に基本計画、実施計画と建設事業が計画されておりますが、市民にとっては急速に進む少子化、あるいは高齢化、特に中山間地だけでなく、市街地においても高齢化が進み、空き家等が多く見られ、また、昨今のウイルスによる感染症など、生活と経済の低迷の中で不安材料は大きくなる一方です。そうした中での新庁舎建設は、市民にとってまちの変貌に関わる重要な事項であると言えます。

市民の不安や要望は、すぐには市政に届かないし、反映もされないことが多い状況です。しかし、一人一人、市民の自らの生活に不安や要望など声は確かに持っております。そのような中で、市政は市民の声を聞き、市民のために市政をしくことが市の役割であると考えます。重大な、また、市民の生活に関わる、また、今後の市の繁栄に関わる事業については、市民と共に考え、市民と市民の声を反映した、いわゆる市民参加のまちづくりが市の安心と希望をつなぐまちづくりではないかと考えます。

市民との話合いの場をつくる、市民懇談会をつくる、市民協議会をつくるなど、庁舎整備に関する基本方針並びに今後の基本計画については、市民と共に対話し、協議して、市民参加のまちづくり、新庁舎造りをしていくことが今後の市の市民社会の醸成、あるいは市の発展につながる最善の方法と考えます。特に先ほど議員から申し上げられましたように、区長からの意見聴取会のような協議会をつくっていただきたい、話合いをしていただきたいという要望がありました。この中に特に市民の声を聞く、そういう大きな市政の運営をしていただきたいと思います。

次の事業推進に当たっては、事業計画と事業予算等、事業の数値と具体的なスケジュールを示しながら、市民に分かりやすく示しながら遂行されることを望みます。よって、議案第33号嬉野市庁舎整備基本構想についてに対する附帯決議は重大な意味を持つと思い、賛成を

いたします。

○議長（辻 浩一君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号について採決をいたします。

発議第6号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、発議第6号 議案第33号嬉野市庁舎整備基本構想についてに対する附帯決議については可決をされました。

次に、日程第2. 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。嬉野市議会会議規則第163条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員等の諸手続については議長に一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはそのように決定をいたしました。

日程第3. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査をしたいとの申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のあったとおり、閉会中継続調査とすることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の付託事件は継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本定例会に提出された案件の質疑、討論、採決など全ての日程が終了しました。

お諮りします。本定例会において議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

議会を閉じます。

令和4年第2回嬉野市議会定例会を閉会いたします。

午後2時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 辻 浩 一

署名議員 諸 井 義 人

署名議員 山 口 虎太郎

署名議員 宮 崎 良 平